

漁業法第64条第8項において準用する同条第4項の規定により聴いた胆振海区漁業調整委員会の意見の概要

1 意見の概要

胆振海区漁場計画（令和5年5月31日北海道告示第10857号）の変更案は適当

2 意見の処理の結果

適当であると答申されたことから、案のとおり胆振海区漁場計画を変更

3 その他

令和7年8月29日開催の第23期第4回胆振海区漁業調整委員会において、当該海区漁場計画の変更は適当であると議決された